

契約保証に係る運用の見直しについて

岡山市水道局

岡山市水道局では、契約に際し原則として契約保証金又は契約保証人を付すこととしていますが、令和3年度包括外部監査において、契約保証人は談合を助長するおそれ等の問題があることなどから、契約保証金の原則化などの指摘がなされました。

この指摘等を踏まえ、令和7年4月1日以後に公告等を行う契約については、原則として契約保証金を付すこととします。

岡山市水道局総務部管財課契約係

TEL (086) 234-5917

FAX (086) 221-8473

E-mail: keiyaku@water.okayama.okayama.jp